

平成26年9月定例会 子育て・子育て対策特別委員会委員長報告

29番 倉野 立人でございます。

私から、子育て・子育て対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、平成25年9月に、少子化に起因する諸課題を検証しつつ、子育て・子育ての環境の向上に係る施策について調査研究を行うため設置され、子ども・子育て支援新制度の最新の動向、長野市子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況、さらには、こども未来部を初め子ども関連施策を担う組織機構の在り方などについて、調査研究を行ってまいりました。

昨今の厳しい経済情勢を背景に、子どもを取り巻く環境が厳しさを増している中、核家族化及びライフスタイル、価値観の多様化などを要因として、全国的に急速な少子化が進行しております。我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新し、その後は横ばい若しくは微増傾向にあるものの、平成24年も1.41と依然として低い水準にとどまっております。本市においても、過去最低となった平成17年の1.35から平成24年は1.53と、やや上昇してきたものの、出生数については、ほぼ横ばい傾向となっております。

このような状況の中、国においては、全ての子どもの健やかな育ちを実現することを目的とした子ども・子育て関連3法を制定し、都道府県及び実施主体である市町村に対して、子ども・子育て支援の体制整備等を内容とする事業計画の策定を求めています。

一方、本市においては、組織機構を見直し、福祉、保健、教育分野の子どもに関する業務をできるだけ一元化し、一貫した施策を展開できるよう、こども未来部を新設するとともに、部内には、子どもに関する相談を最初に受け止め、相談内容に応じて関係部局との調整を行う総合的な相談窓口として、こども相談室が設置され、市民サービスのワンストップ化に大きな期待が寄せられているところであります。

また、現在、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、本市の子育て・子育て施策を盛り込んだ長野市子ども・子育て支援事業計画を策定しているところであります。本事業計画の策定に当たり、市は9月定例会の上程に向けた新制度に基づく各種条例の制定作業と並行しながら、限られた時間で作業を進める中、本委員会として

は、多岐にわたる子育て・子育て関連の課題がありながらも、本事業計画が本市の施策の喫緊の重要案件であることから、質の高い子育て・子育て環境の構築に資するものとなるよう、議会の立場で検証を進めるとともに、関係理事者への提言の取りまとめに調査研究事項の的を絞るべきと捉え、集中して委員会調査を行うことといたしました。

去る8月25日、長野市版子ども・子育て会議として条例で位置付けられた長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議に生かされるよう、関係理事者に本委員会の調査研究に基づいた提言書を渡したところであります。

過日、議員各位にも、提言書を配布いたしました。

以下、提言書の内容に沿った形での報告といたします。

この提言は、子育て・子育て施策に関する提言と、同施策の推進体制に関する提言の大きく二つに分かれております。

まず、子育て・子育て施策に関する提言について、6点申し上げます。

1点目は、質の高い教育・保育の提供に向けてであります。

若い世代が、家庭を築き、やがて子どもを産み育てるという価値観を持てるよう、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とした長野市子ども・子育て支援事業計画の趣旨に沿い、教育・保育の提供区域の設定を初め、本市の利用者の実態や地域性などを反映した各種施策の推進が求められるところであります。

以上を踏まえ、教育・保育の提供区域の設定及び運用、保育の必要量に係る基準の設定、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、職員研修等の充実、教育・保育の環境整備、施設運営者への情報提供、教育・保育の提供体制に係る情報発信と相談体制の充実、中山間地域における質の高い教育・保育の機会の保障及び定住促進に向けた環境整備の8項目について提言いたしました。

2点目は、放課後等の居場所の充実に向けてであります。

長野市版放課後子どもプランにおいては、目標とする対象児童を小学校6年生までの全ての児童としつつも、現在、多くの小学校区で、留守家庭児童の受入れにとどまっている状況であります。

また、登録児童数の増加に伴い、施設の狭あい化が顕著となり、留守家庭児童の対象

学年を限定する小学校区がある一方、受入れ人数に余裕がある小学校区では、希望する児童まで対象を拡大するなど、小学校区によって格差が生じている状況であります。

こうした中、平成25年9月に実施した利用希望把握調査（ニーズ調査）によれば、母親の就労状況について、「現在就労していない」割合が39.9パーセントで最も高いが、そのうちの80パーセント弱の人が、今後の就労意欲を持っていると回答しております。

「小1の壁」とも言われる就学後の放課後や長期休暇中の子どもの居場所については、放課後子どもプラン施設へのニーズが高く、早急に施設の拡充や運営体制の充実を図る必要があると考える次第であります。

以上を踏まえ、児童館・児童センターの施設整備、施設内のスペースの確保、施設の新設、改修等に係る財源の確保、運営委員会への支援、指導員の質の向上の5項目について提言いたしました。

3点目は、地域子ども・子育て支援の充実に向けてであります。

平成24年度に実施したながの子ども未来プランの中間評価では、子育てを楽しいと感じる保護者の割合が増加し、特に、ファミリー・サポート・センター事業を初め、地域全体で子育てを支援する体制づくりが進んだと評価する一方、小学生の保護者については、子育てに非常に不安や負担を感じる割合が増加するなど、支援を必要とする家庭へのきめ細かな対応などが課題として挙げられております。

新制度においては、現在市町村が実施している地域子ども・子育て支援事業を整理、集約し、子ども・子育て支援法に位置付けることから、保護者のニーズに即した事業の充実が求められるところであります。

以上を踏まえ、保護者のニーズに即した市独自の施策の検討、地域子ども・子育て支援事業に係る十分な財源の確保、育児に悩みを抱える保護者の把握と相談体制の強化、病児・病後児保育の環境整備の4項目について提言いたしました。

4点目は、利用者負担（保育料）についてであります。

少子化の影響により、園児数全体は年々減少しているものの、より多くの運営費が必要となる3歳未満時の入所数が近年増加していることから、利用者負担（保育料）の設定に当たっては、将来の財政負担に留意しつつも、利用者の負担が増えることがないように、最大限配慮する必要があります。さらには、定住を促進し、子育て世代に

選ばれる都市となるための施策については、利用者負担の視点からも検討する必要があると考える次第であります。

以上を踏まえ、第3子以降の出産、育児、教育への重点的な支援を検討している国の動向、保護者からの要望及び他市の実施状況等を考慮しながら、多子世帯の利用者負担の軽減について検討するよう提言いたしました。

5点目は、発達支援に関わる支援体制の強化についてであります。

幼稚園や保育園等から小学校へ、そして中学校、高校へとライフステージが変わっても、一貫した発達支援が求められる中、関係機関の緊密な連携を初め、ライフステージごとの円滑な接続、情報の共有化、専門職員の配置の拡充など、支援体制の強化が必要であります。

以上を踏まえ、関係機関の情報の一元化及び就学時の引継ぎにおける円滑な接続体制、発達障害の疑いのある、特別な支援が必要な子どもの早期発見、特別な支援を必要とする児童に対する指導員等の職員の加配、子どもを預かる施設の職員からの相談体制の整備の4項目について提言いたしました。

6点目は、長野市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たってであります。

本市は、広大な中山間地域と中心市街地を抱える多様な地勢であり、教育・保育環境の相違が顕著であることから、長野市子ども・子育て支援事業計画においては、国の制度に準じつつも、制度の枠組みにとらわれない独自の施策も盛り込んだ、いわゆる長野市らしい質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、策定される必要があります。

以上を踏まえ、子どもの人権保障に関わる理念の明確化、保護者や現場の関係者等のニーズの把握、計画の達成状況等の点検及び評価、事業計画への本提言内容の反映の4項目について提言いたしました。

次に、子育て・子育て施策の推進体制に関する提言については、こども未来部が担うべき役割、発揮すべき機能等に関して提言するものであります。

新たに発足したこども未来部は、0歳から18歳までを対象とした子ども・子育てに関する専門的かつ一元的な施策の推進と市民サービスの向上を担うと同時に、本市の

人口動態や社会情勢の変化などの将来予測を踏まえた上で、子ども・子育ての視点から、本市全体の将来設計、施策展開がどうあるべきかを考えるための「扇の要」として機能する、大局的な役割に期待が寄せられているところであります。併せて、安心して子どもを産み育てる本市の環境整備を進めることはもとより、他市町村も含んだ周辺地域全体の子育て環境が向上するようリーダー的役割を發揮することも期待されております。

さらに、こども未来部が少子化対策として施策を推進するに当たり、子どもの数を増やすための積極的な施策が求められる一方、社会意識が多様化する中、行政の押付けにならないよう、個人や各家庭それぞれの価値観を尊重したきめ細かな市民サービスも重要になっていると考える次第であります。

以上のように、こども未来部に対しては、大局的見地に基づいた施策から、それぞれの子どものライフステージに応じた個別の課題への対応に至るまで、子育て・子育て施策の、正に多面的機能を發揮するよう強く要望いたしました。併せて、新制度の本格施行を控え、本市の子育て・子育て施策に対する市民の期待が高まっていることから、既存の施策を着実かつ迅速に進めることに加え、子育て世代が本市で暮らしやすいと思える環境整備や、全国から本市に移り住みたくなるような、魅力ある独自の施策を打ち出すよう提言いたしました。

最後に、平成22年国勢調査に基づいた本市の将来人口推計によると、2040年の本市の人口は、30万人を下回る上、年少人口も30年間で約22,000人減少すると見込まれており、深刻な人口減少社会の到来が想定されます。

こうした問題を抱える中、議会としては、平成27年度に長野市子ども・子育て支援事業計画が施行されてからは、その実効性と具体的事業について評価、検証を行うと同時に、人口推計や財政見通しなどを踏まえ、将来の長野市像を見据えながら、0歳から18歳までの切れ目のない子育て・子育て支援について大局的見地から調査研究を行う必要があると考える次第であります。

また、県においては、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」が平成26年7月に成立したことから、本市においても、それらを踏まえながら、長野市としての子育て・子育て及び次世代育成支援政策の基本理念を示す条例の制定を見据えつつ、議会として多様な視点で独自に調査研究を行い、質の高い子育て・子育て環境に資す

るよう、積極的に意見、要望、提言を行う必要があると考える次第であります。

昨今、複雑多様化した社会情勢を背景として、子どもの貧困などが深刻な社会問題となっており、また、子どもの権利擁護に関する対策も急務となっているところであります。

あくまで子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を追求する観点から、子育て世代が安心して家庭を営み、子どもを産み育てることに喜びを持てるよう、また、将来を担う全ての子どもが健やかに生まれ育つことができるよう、行政、議会が切磋琢磨しながら、それぞれの立場で積極的に諸課題に取り組む責務があると考えています。

以上で報告を終わります。